

平成24年度 第3回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時 平成24年12月25日(火)
13:30~15:30

2. 開催場所 県議会東棟 2F 第3面会室

3. 委員の定数 13名
出席委員 12名

漁業者代表: 太田嘉俊、奥村義雄、田口錠次、西脇庄市、水野始郎、吉澤 喜

遊漁者代表: 長尾伴文、町野親生

学識経験者代表: 池谷 幸樹、川合千代子、駒田格知、西脇 泰子

4. 審議事項

- ・議第7号 岐阜県内水面漁場管理委員会の会長及び会長職務代理者(副会長)の選出について
- ・議第8号 平成25年度魚種別増殖方法及び指示数量について
- ・議第9号 コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について
- ・議第10号 漁業権免許一斉切替に係る漁場計画の樹立について
- ・議第11号 制限漁法の統数指示について
- ・協議事項第5号 増殖指針について

5. 議事の経過

【開会宣言】

○事務局長

それでは、只今から、平成24年度第3回の内水面漁場管理委員会を開会します。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は本委員会事務局長の森でございます。最初に、平工農政部長よりあいさつがござい

ます。

○農政部長

委員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日ごろから本県の水産行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

第19期を迎えます岐阜県内水面漁場管理委員会の委員をお受けいただき、ありがとうございます。

さて、水産業につきましては、ここ数年来、遊漁者、組合員の高齢化等により釣り人口が減少し続けており組合経営の不安定化、地域経済への貢献度の低下などが心配されています。

そのような状況の中で、平成26年1月1日の次期漁業権免許の交付に向けて、事務作業が続けられています。その作業の中で、本委員会は、漁場計画の樹立についての答申等、重要な役割を担っています。そのため、今後1年間は、当委員会の職務の中でも特に重要な役割を担って戴く期間となります。

委員の皆様には、今後とも、本委員会委員として、本県の水産振興にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

○事務局長

平工農政部長は、所用のため、ここで退席されます。ありがとうございました。

19期最初の委員会ですので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、漁業者代表からお願いいたします。

(自己紹介順) 漁業者代表 → 遊漁者代表 → 学識経験者代表 → 事務局

○事務局

ありがとうございました。なお、寺嶋委員におかれましては、所用のため今回は欠席でございます。

開会に先立ちまして、事務局から報告がございます。

10月22日に行われました、第8回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会につきましてご報告します。

岐阜県からは、町野委員と私(中居書記)が出席しました。

主な議案は、「平成25年度提案項目(案)について」でありました。

全国内水面漁場管理委員会連合会への提案事項は、外来魚について、魚病対策について、鳥類による食害対策について、河川湖沼環境の保全及び啓発について、内水面漁場管理委員会制度の堅持について、の5項目と、若干の追加提案でした。以上の議案は修正の上、全国内水面漁場管理委員会連合会へ提案する事で承認されております。

次に、本日の委員会の出席委員数の確認です。

本委員会定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

以上です。

○事務局長

今回の開催は、第19期の最初の委員会でございます。そのため、まだ、会長、副会長が選出されておられませんので、会長、副会長が選出されるまでの間、私、事務局長の森に議長をお任せいただきたいと思います。と存じます。

本日の議題は、「岐阜県内水面漁場管理委員会の会長及び会長職務代理者(副会長)の選出について」ほか5件であります。

【議第7号】

○事務局長

それでは、議第7号「岐阜県内水面漁場管理委員会の会長及び会長職務代理者(副会長)の選出について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議第7号について説明させていただきます。1ページをご覧ください。本議題は、資料3ページに添付させていただきました岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第4条第1項の規定により、会長及び会長職務代理者を選出するものでございます。関係法令につきましては、「漁業法第85条第2項、海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。」とあります。また、第132条においては、海区漁場管理委員会の規定を内水面漁場管理委員会に準用するとあります。

19期委員の皆様の名簿は2ページに添付してございますので、ご参考にしていただ

ればと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○事務局長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご推薦がございましたら、お願いいたします。

○奥村委員

18期に引き続き、会長に太田委員、副会長に駒田委員を推薦させていただきたいと思っています。現在、平成26年1月1日の次期漁業権免許切替事務の最中であり、引き続き、会長、副会長をお引き受け頂くのが、委員会にとっても良いのではないかと思います。

○事務局長

他にご推薦はございませんか。

○委員

(特に発言なし)

○事務局長

他にご推薦もないようですので、お諮りいたします。

議第7号「岐阜県内水面漁場管理委員会の会長及び会長職務代理者(副会長)の選出」につきまして、会長を太田委員、会長職務代理者を駒田委員とすることでご異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の発言あり)

○事務局長

ご異議がないようですので、会長を太田委員、会長職務代理者を駒田委員ということで、よろしくお願いいたします。それでは、会長が選出されましたので、議長を交代させていただきます。太田会長、よろしくお願いします。

○太田会長

引き続き、会長に選ばれましたので、皆様のご協力とご指導を頂きながら、漁業権免許切替という大変重要な時期ではありますが、一生懸命まとめ役をやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、本日の議事録署名者には、吉澤委員さんと町野委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

これから、5件の議題がありますが、その前に事務局から説明したいことがあるとのことですので、事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、説明させていただきます。

第19期委員会が本日から始まりました。3名の新任委員の皆様へのこれまでの漁業権免許切替事務の進捗状況の説明も含めまして、漁業権および内水面漁場管理委員会、漁業権免許の一斉切替の概略についてご説明いたします。

別刷りの資料1-1ページをご覧ください。漁業に関することにつきましては、基本的に漁業法に基づいています。漁業法の目的につきましては、資料1-1ページのとおりです。次のページをご覧ください。漁業権の性質は「一定の水面において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利」とされています。この権利はみなし物権ですが、漁業を行うという行為の権利である点に注意する必要があります。漁業権の多くは、都道府県知事から免許されます。

その漁業権ですが、岐阜県では、共同漁業権と区画漁業権が現在免許されています。1－4ページをご覧ください。内水面漁場管理委員会の権限ですが、今回の委員会の議題に関係するものとして、漁業の免許の内容についての事前決定、漁業権の適切な行使、その他の漁業調整のために必要な委員会指示を行うことが該当します。

次に、1－5ページをご覧ください。漁業権免許の一斉切替について、概略を説明します。

共同漁業権につきましては、岐阜県では、第1種と第5種が免許されています。第1種につきましては、最下流部のしじみ漁業が該当します。第5種については、主に淡水魚の漁業が該当する県下全域の河川および湖沼で50の漁業区域が設定されています。その漁業権の存続期間ですが、共同漁業権が10年、漁業権が5年です。平成26年1月1日が両方の漁業権の一斉切替日となります。

次に、1－6ページをご覧ください。

先ほど、漁業権の多くは、都道府県知事から免許されますと申しましたが、共同、区画漁業権とも都道府県から免許されます。その免許に先立ち、まず漁場計画を立てる必要があります。漁場計画とは、水面全体の総合的利用の見地から、漁業生産力を維持発展させるための漁場の利用計画ですので、漁業権制度の基盤であると同時に、その出発点でもあるため、基本的に非常に重要です。

漁場計画の樹立にあたり、決定すべき事項は、第5種共同漁業権の場合は、漁業権魚種、漁場区域、漁業の時期、関係地区ですが、その決定に際しての考え方は前回の委員会で承認を得ております。漁場計画の決定権は都道府県にありますが、実際には、現在免許を付与されています漁協の希望等を勘案しながら、関係機関との調整を図り、計画しています。次期漁業権の漁場計画につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、1－7ページの中ほどをご覧ください。

増殖指針あるいは増殖指示数量について説明します。

内水面は、海面と違い、自然的豊度が低いため、漁業等の水産動物の採捕により、容易に資源枯渇に陥る恐れがあります。そのため、主な内水面漁業である第5種共同漁業権の付与にあたっては、水産動物の増殖が義務化されており、都道府県は免許に際して、水産動物の種苗放流等の増殖の指針を公示します。内容は、漁業権毎に魚種名、放流量若しくは産卵場造成箇所数等を明示します。

ただし、その内容は、逐次変化する関係漁協の経済力を勘案するため、毎年変動しうるものです。免許時は知事が「増殖指針」として定め、それ以外の年は、委員会が増殖指示数量として決定するものです。

次期漁業権の「増殖指針」と平成25年度の「増殖指示数量」につきましては、それぞれ議題として改めて説明いたします。

次に制限漁法の行使統数について説明します。

制限漁法は、漁獲効率の高い漁法で、岐阜県漁業調整規則第6条では15の漁法が指定されています。漁法の詳細は、1－9から23ページの別添資料をご覧ください。当該漁法は漁獲効率が高いため、漁業者からの要望が多く、要望のまま行使されますと、水産資源の著しい減少を招く恐れがあります。また、漁法により、その行使要望には地域的な隔たりがあります。

漁業法および都道府県漁業調整規則は、国または都道府県が統一的に制限等を行う場合に適していますが、制限漁法はその性格上、局所的な対応が求められます。そのため、漁

場区域ごとに行使できる漁法とその統数を定めて、その漁場区域の漁業権を免許された者に管理させることにより、水産動植物の繁殖保護・漁業権行使の適切化・漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法第67条第1項および岐阜県漁業調整規則第6条の規定に基づき、岐阜県内水面漁場管理委員会が指示するものです。

次期漁業権における制限漁法の行使統数につきましては、後ほど議題として改めて説明いたします。

次に、1－8ページをご覧ください。

漁業権免許一斉切替の手続き及びその手順につきましては、根拠法令にある漁業法上の手続き順に1－24ページから1－26ページの別紙1のとおり図示しました。詳細の説明は割愛させていただきます。

漁業権一斉切替日程につきましては、内水面漁場管理委員会を含む関係機関等との関わりを、別紙2のとおり図示しました。1－27ページをご覧ください。

本日は、12月の内水面漁場管理委員会の項目まで進んでいることがおわかりいただけるかと思います。これまでは、漁場計画、増殖指針、制限漁法の統数指示につきまして、その策定方針を委員会で決定していただき、その方針に沿った案を本日協議していただくこととなります。次ページを見て戴ければわかりますが、本日から種々の決定等をしていかなければなりませんので、委員会の役割としては、これから本番ということになります。

主な手順としましては、まず、漁場計画に関しての公聴会がございます。これは、漁業法第11条第4項の規定により、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならないとあることから、開催するものです。来年の4月に岐阜地域と飛騨地域の2カ所で開催を予定しています。

公聴会の結果を経て、当委員会が漁場計画を知事へ答申し、制限漁法の統数指示も決定します。その後、漁場計画は公示され、図に示したとおりの手順で免許までの手続きが行われます。ここでは、「石徹白漁協分」だけが時期を早めて書かれています。その理由は、現在の石徹白漁協の漁場区域は福井県域を含み、福井県の奥越漁協との共有漁場として福井県から免許されていますが、免許期間が平成25年8月31日までです。岐阜県からの免許は12月31日までですので、現在の石徹白漁協の漁場区域だけ早く免許する必要があるためです。詳細は後ほど説明します。

最後にもう一つご説明します。

漁業協同組合が免許申請する際には、漁場計画の公示後、漁業協同組合の最高またはそれに準ずる議決機関である総会または総代会で議決後、申請する必要があります。漁場計画の公示は来年の5月に予定しています。ただし、公示後と同じ内容の漁場計画が公示前の総会または総代会で議決された場合は、その議決は有効であるとされています。1－27ページの3月の漁業協同組合の欄に「総（代）会（3月の開催）→免許申請へ」とあるのはそのためです。ちなみに、岐阜県内の33漁協のうち、3月の総会または総代会は約20組合、残りが6月総会または総代会です。

以上です。

○太田会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○太田会長

ご質問もないようですので、事務局からの説明を終わります。

【議第 8 号】

○太田会長

それでは続きまして、議第 8 号「平成 25 年度魚種別増殖方法及び指示数量について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議第 8 号について説明させていただきます。

本議題は漁業法第 130 条第 3 項の規定により、第 5 種共同漁業権に係る平成 25 年度魚種別増殖方法及び指示数量を定めるものでございます。

増殖指示数量の概要につきましては、先ほど説明したとおりです。

8 ページをご覧ください。これは、平成 25 年度の増殖指示数量（案）の一覧表です。設定に関する方針、根拠等につきましては、後ほどご説明いたしますが、表中、太枠で囲まれている数字は、平成 24 年度よりも減量となるもの、二重線で囲まれているものは平成 24 年度に比べ増量となるもの、その他につきましては平成 24 年度と同量となるものです。減量が牧田川漁協と益田川漁協のアユが減量となった他は、平成 24 年度と同量です。

続きまして、9 から 18 ページ以降に放流実績を添付しております。詳細につきましては省略させていただきます。19 ～ 23 ページに放流量が指示数量未満の魚種についてまとめております。

ウナギにつきましては、36 漁場 28 漁協が指示数量未満でございました。シラスウナギの不漁により価格が高騰した上、数量確保も困難であったことが原因です。ただ、そのことは事前に予測できたため、指示数量どおりに放流できない場合でも了承することは資料の 24 ページのとおり 24 年度第 4 回委員会で決定されていることから、指示数量未満の放流はやむを得ないこととします。

続きまして、25 ページから、平成 25 年度の増殖指示数量に関する方針及び要望に対する対応（案）を示しております。基本方針につきましてはあくまで 29 から 38 ページの平成 15 年 1 月 10 日委員会決定の「増殖指示数量の基本方針」でございしますが、近年の自然環境や社会情勢の変化等から、漁協経営の厳しさ等を考慮しまして、ここ数年、応急的に減量基準等を検討しております。内容は昨年と同じですが、概略を説明させていただきます。

まず、「コイの増殖指示方針」についてです。

コイヘルペスウイルス病はコイのみが発病するウイルス病です。発病した場合の致死率は非常に高く、過去には天然河川での大量死亡事例も全国的に多発しました。また、一度感染したコイは、ウイルス保有魚として、ウイルスを体外に出し続けるため、感染源となります。そのため、感染していないコイを放流した場合、放流したコイが感染して大量死を招く可能性があります。

コイヘルペスウイルス病の発病状況は、後ほど説明しますが、最近では河川等の天然水域では発生が確認されていないものの、個人池においての発生が確認され、飼育排水が河川に流入していることから、今後も河川でのコイヘルペスウイルス病発生の可能性を否定できません。

現時点においてコイ種苗の放流指示を再開することは、結果として天然水域におけるコイヘルペスウイルス病によるコイの大量死発生を引き起こす懸念があり、それに伴う死亡

魚の回収・処分等を含む関係各所の混乱を惹起する可能性が高いことから、平成25年度についても今年度と同様にコイの増殖指示は出さないこととします。

次に、アユの増殖指示方針についてです。冷水病が全国的にまん延して終息の兆しが見られない中、岐阜県においては県下漁協の放流量に足る健苗が慢性的に不足している状況にあり、その被害の結果、遊漁者等からの要望により追加放流を余儀なくされている漁協が散見されます。

この様に、やむを得ず大量に放流しなければならなくなった場合においても、定法による指示数量の算定では、増量指示しなければならない場合が生じてくるため、昨年度に引き続き、「指示数量の魚種間の変更」等の特殊な場合を除き、アユ冷水病被害が終息に向かうまでの間は指示数量の増量を行わないこととします。

次にアマゴ、ヤマメ、イワナの増殖指示方針です。近年、岐阜県内においても、新たな増殖方法として発眼卵埋設に取り組む漁業協同組合が増えてきており、効果的な増殖方法であるとの認識が広まっています。中でも、遊漁者等から「天然に近い」、「姿が美しい」等の高い評価を受けているケースもあることから、今後、発眼卵埋設に取り組む組合が増加することが考えられます。

そこで、平成25年についても、平成23・24年度と同じく、アマゴ、ヤマメ、イワナにつきましては、指示数量の1/3を上限として、発眼卵埋設1,800粒につき稚魚1kgに換算して実績に加えることができることとしました。

なお、発眼卵放流に関する各漁協からの意見につきましては、27ページにまとめてございます。

これによりますと、増殖事業として実施しましたのは6漁場5漁協、試験的に実施したのは6漁場4組合でありました。これに対しまして、換算比率の改善を求める組合が1つありました。これらのことから、換算比率につきましては、逐次見直しを行っていく必要があるものと考えられます。換算比率につきましては、後ほど説明がございましたが、次期増殖指針に引き継がれる予定です。

続きまして、要望に対する対応方針に基づき、検討した結果を28ページにお示ししております。

内共第6号、牧田川漁協において、組合の経営状況から、アユ50kgについて減量を要望されています。当該組合の経常収支3カ年の平均値が赤字であること等、増殖指示数量の基本方針の基準に適合することから、要望どおり指示数量50kg減とするものです。

次に、内共第32号、益田川漁協において、組合の経営状況から、アユ460kgについて減量を要望されています。当該組合の経常収支3カ年の平均値が赤字であること等、増殖指示数量の基本方針の基準に適合することから、要望どおり指示数量460kg減とするものです。

その他の要望につきましては、増殖指示数量の基本方針の基準に適合しないことから、変更は行わないこととします。

以上です。

○太田会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、なにか質問などございませんか。

○奥村委員

組合の経営状況が悪いので指示数量を減らすとのことですが、組合の要望のまま指示数量を減らすことが組合にとって良いことなのかどうかはよく考える必要があるのでは

ないでしょうか。

○事務局長

組合運営に責任を持つ立場の方が決められた要望ですので、なるべくその要望を反映させた方が良くはないかと思いますが、各委員の意見をお聞きしながらこれからは考えていきたいと思います。

○奥村委員

組合運営に責任を持つ立場の方が決められた要望なので、なるべくその要望を反映させた方が良くはないかとのことですが、組合の内情をよく知らないまま要望を受け入れると、かえって組合運営が危うくなる場合もあるかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○事務局長

組合の内情については、こちらとして十分には把握していませんが、組合からの要望は尊重しつつ、こちらから考え得る助言はさせて戴いています。

○太田会長

質疑も尽きたようなので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。

議第8号「平成25年度魚種別増殖方法及び指示数量について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員 【「異議なし」の発言あり】

○太田会長

ご異議がないようですので、議第8号については原案のとおり決定します。

【議第9号】

○太田会長

それでは、議第9号「コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議第9号について説明させていただきます。

39ページをご覧ください。

先ほども説明いたしました、コイヘルペスウイルス病はコイのみが発病するウイルス病です。発病した場合の致死率は非常に高く、過去には天然河川での大量死亡事例も全国的に多発しました。また、一度感染したコイは、ウイルス保有魚として、ウイルスを体外に出し続けるため、感染源となります。そのため、既感染地域のコイを移動させることは、感染源の拡散につながり、コイ漁業への影響が懸念されます。

以上の状況は、先ほど説明いたしました、その他の漁業調整のために必要な指示に該当しますので、委員会支持を行うものです。

39ページをご覧ください。本議題は、当委員会が指示をしています過去にコイヘルペスウイルス病の発生を確認した河川からのコイの持ち出し禁止等を内容とする「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示」の指示期間の満了に伴い、再指示をするものでございます。次のページの別添1をご覧ください。これは、コイヘルペスウイルス病の発生状況について、県内で初めて確認された平成15年から平成24年12月までを取りまとめた表でございしますが、表中の括弧内の数字がコイヘルペスウイルス病と診断された

箇所数及び検体数です。これを見ますと、平成16年をピークに発生件数は減少しており、平成21年以降は河川等の公共性の高い水面での発生は確認されておりません。しかし、個人池での発生は毎年確認されており、ここを感染源として公共水面にコイヘルペスウイルス病が拡散してしまう懸念は常にあり、今しばらく様子を見ていく必要があると思われます。

平成25年のコイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示方針（案）としては、40ページの一覧表にお示ししたとおり、平成21年以降では、河川での発生は確認されていないものの、年に1～3件の個人池での発生が確認されている状況であり、いましばらく様子を見る必要があると考えられるため、平成25年についても同様の指示をしたいと考えます。41ページをご覧ください。これが公示文（案）です。昨年と同じ内容でございます。

以上です。

○太田会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○水野委員

この指示は、一般市民である個人の鯉愛好家には周知されているのでしょうか。周知されていないのでしたら、その方法を考えて戴きたい。

○事務局長

この指示は、各漁協へ通知される他、県公報への掲載と水産振興室のホームページに掲載されています。一般市民である個人の鯉愛好家へのその他の周知方法については、今後検討していききたいと思います。

○太田会長

ご意見も尽きたようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。

議第9号「コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員 【「異議なし」の発言あり】

○太田会長

ご異議がないようですので、議第9号につきましては、原案のとおり決定いたします。

【議第10号】

○太田会長

それでは、議第10号「漁業権免許一斉切替に係る漁場計画の樹立について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議第10号について説明させていただきます。

本議題は、漁業法第11条第1項の規定により、岐阜県知事から意見を求められたものです。

47ページをご覧ください。

先ほど、説明がありましたように、平成24年9月4日の漁場管理委員会において議決された漁場計画策定方針に基づき、漁場計画を作成しました。すべてを説明する時間はございませんので、まずは概要について説明させていただきます。上の表、漁場計画樹立件

数についてをご覧ください。

今回の漁業権免許切替における漁業権は、共同漁業で、第一種共同漁業権と第五種共同漁業権の2つ、区画漁業権では、第一種区画漁業権と第二種区画漁業権の2つです。漁場計画樹立件数は、第一種共同漁業権が2件、第五種共同漁業権が45件、区画漁業権では、第一種区画漁業権が1件、第二種区画漁業権が10件です。現在の漁業権免許と比較すると、第一種共同漁業権が、揖斐川下流域へのしじみ漁場計画樹立のための1件増加と、第五種共同漁業権では県境漁場である木曽川及び矢作川の2件が愛知県免許、富山県免許となる宮川の1件、計3件が減少します。県境漁場については関係県で交互に免許する協定を締結しております。漁場の統合については、木曽川の長野県との県境に位置していた共有漁場の廃止に伴い、それまで接続していなかった4つの漁場が1つに統合されます。これは、平成17年に長野県の旧山口村が中津川市への越県合併に伴い、漁場境界を長野県と協議して定めたものです。また、新規漁場としては、宮川にある県境漁場のなかで、岐阜県域にのみ流れる1支流について別途漁場計画を樹立するものと、これまで、福井県との県境漁場であった石徹白川について岐阜県域のみで単独漁場として漁場計画を樹立することとし、2件の増加となりました。区画漁業権については現行の免許と同じです。

次に、下の表に個別の現行漁場計画との変更点をまとめてありますので、変更点のみを簡単に説明させていただきます。内共第1号は第一種共同漁業権が、揖斐川下流域へのしじみ漁業権の設定です。漁業実態もあることから、漁場計画を樹立しました。また、これに伴い、岐阜県漁業調整規則の改正を検討しています。主な改正点は船によるシジミ漁を知事許可漁業とすることと、しじみの禁漁期の一部解除です。現在、水産庁との協議を進めているところですので、水産庁から内諾が得られれば、次回の漁場管理委員会でお諮りしたいと思っています。次に、内共第8号はうなぎ、なまず、内共第9号はふなを漁業権魚種から削除しました。内共第14号と16号は漁場境界であった名鉄美濃町線廃止に伴う鉄橋の撤去のため漁場境界の名称を変更しました。内共第16号はかじか、よしのぼり、18号はあじめどじょう、よしのぼりを漁業権魚種に追加しました。内共第19号はにじますを削除し、関係地区には美濃加茂市を追加しました。現行免許では美濃加茂市は入っていませんが、支流の一部が同市を流れていることから関係地区に追加します。現行免許の22号は、愛知県免許となるため削除します。内共第23号はあゆ、24号、25号はふなを漁業権魚種から削除しました。また、内共第24号と27号の境界であった青柳橋の撤去に伴い、漁場境界の名称を変更しました。内共第26号は先ほど説明したように旧山口村の編入により漁業区域を統合し、漁業権魚種としてかじかを追加しました。内共第27号はふな、内共第28号はこい、ふな、うなぎの削除、29号はうなぎの削除、30号はにじます、34号はふな、うぐいを漁業権魚種から削除しました。現行免許の38号は、愛知県免許となるため削除します。内共第39号は漁場範囲を拡大します。この区域は上村川が長野県と岐阜県の県境を流れているため、現行免許では、長野県と岐阜県が免許している区域が離れており、数キロメートルに免許されていない区域、いわゆる自由漁場がありました。これを一部解消するため、長野県と協議して漁場範囲を拡大することとしました。内共第37号はかじか、あじめどじょう、よしのぼりを漁業権魚種に追加し、ふなを削除しました。内共第40号は先ほど説明したように、現行免許では共有漁場ですが、岐阜県域のみを流れる1支流について切り離して免許することとしました。現行免許の41号は、富山県免許となるため削除します。内共第46号はおいかわを漁業権魚種から削除しました。内共第47号は先ほど説明したように、現行免許では共有漁場ですが、

岐阜県域のみを流れる石徹白川について切り離して免許することとしました。なお、現行の福井県免許ではあまごが漁業権魚種とされていますが、本来生息していたやまめを漁業権魚種とします。以上が、現行免許との変更点です。

次に漁場計画（案）の本文の説明をさせていただきます。まず、49ページをご覧ください。ここから71ページまでが漁場計画の本文となります。51ページ以降に公示番号、漁業の名称、漁場の位置及び区域、関係地区の情報が掲載されています。49ページに戻ってください。一の公示番号、二の漁業種類及び漁業の名称、四の漁場の位置及び区域、五の関係地区又は地元地区は先ほど見ていただいた表のとおりです。このうち、四の漁場の位置及び区域は現行免許のあとで市町村合併が進みましたので、それに合わせて変更をしています。三の漁業時期はすべての漁業権免許で一月一日から十二月三十一日までとしました。六の制限又は条件は、第一種共同漁業及び第五種共同漁業は河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと、第一種区画漁業の内区二十六第一号は水質汚濁の防止に留意すること、第二種区画漁業のうち内区二十六第二～十号は魚止め施設は常時完備しておくこと、河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。内区二十六第十一号は魚止め施設は常時完備しておくこととしました。存続期間ですが、漁業法第二十一条に共同漁業権は10年以内、内水面の区画漁業権は5年以内と定められています。そのためそれぞれ、共同漁業権は平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで、区画漁業権は平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日までとしました。ただし、内共第47号の区域は、現在福井県から免許されており、平成25年8月31日に免許期間が終了するため、平成二十五年九月一日からとし、次の免許切替えに時期を統一するため、期間を平成三十年十二月三十一日までとして、区画漁業権の切替時期に合わせることにしました。平成三十一年の免許切替時には他の共同漁業権と終了時期を合わせることができることとなります。免許の申請期間は平成二十五年十一月一日から平成二十五年十一月三十日までとし、免許終了時期の異なる内共第四七号のみ、平成二十五年七月一日から平成二十五年七月三十一日までとします。免許予定日は平成二十六年一月一日ですが、内共第四十七号のみ平成二十五年九月一日となります。

以上です。

○太田会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○太田会長

ご意見もないようですので、議第10号「漁業権免許一斉切替に係る漁場計画の樹立について」は、次回委員会で開催計画を審議したうえで公聴会を開催し、利害関係者から意見を聴取した上で、岐阜県知事あてに答申することとします。

【議第11号】

○太田会長

それでは、議第11号「制限漁法の統数指示について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議第11号について説明させていただきます。

123ページをご覧ください。

先ほどご説明しましたとおり、制限漁法は、漁獲効率の高い漁法で、岐阜県漁業調整規則第6条では15の漁法が指定されています。当該漁法は漁獲効率が高いため、漁業者か

らの要望が多く、要望のまま行使されますと、水産資源の著しい減少を招く恐れがあります。また、漁法により、その行使要望には地域的な隔たりがあります。そのため、漁場区域ごと行使できる漁法とその統数を定め、その漁場区域の漁業権を免許された者に管理させることにより、水産動植物の繁殖保護・漁業権行使の適切化・漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法第67条第1項および岐阜県漁業調整規則第6条の規定に基づき、岐阜県内水面漁場管理委員会が指示するものです。

なお、詳細の説明は省略いたしますが、124～126 ページに種苗放流を実施していない魚種を採捕する漁法の現状を示しました。

次期漁業権における制限漁法の統数制限の方針については、平成24年度第2回委員会で了承されています。

その概要は以下のとおりです。

主に種苗放流を実施している魚種を採捕する12の漁法については、種苗放流によって資源維持に努めており、資源枯渇の危険度は低いものの、増加を要望する場合は指示数量を相応に増量するものとします。

主に種苗放流を実施していない魚種を採捕する漁法については、産卵場造成を増殖の手段とするため種苗放流に比べ増殖効果が低いことから、次の方針により行使統数を指示するものとします。ただし、その基準に適合しない場合でも、現在の行使統数は認めるものとします。

あじめ筌はあじめどじょうの生息面積32,000㎡につき1統を限度に認めることとします。この場合、あじめ筌3統につき1箇所の産卵場造成を実施することとします。

登り落は種苗放流を実施していない魚種の中で、生息面積が最大の魚種の生息面積4,100㎡につき1統を限度に認めることとします。この場合、登り落10統につき1箇所の雑魚の産卵場造成を実施することとします。

いしこびき網は種苗放流を実施していない魚種の中で、生息面積が最大の魚種の生息面積56,000㎡につき1統を限度に認めることとします。なお、産卵場造成は行使統数が少ないことから課さないこととします。

129ページをご覧ください。

129～131ページに制限漁法の統数指示（案）を示しました。要望統数が現在の統数指示以下の場合は、漁業調整上の問題は無いと考えられましたので、そのまま認めることとします。次に、増加要望のあった制限漁法についての検討結果は以下のとおりです。

現行漁業権の内共第4号は、夜川網5統の増加要望がありましたので、主要漁獲対象種である銀毛アマゴの指示数量を15kg増量することで増統を認めることとします。

現行漁業権の内共第7号は、いしこびき網20統の増加要望がありましたが、当該漁場区域の雑魚生息面積から計算された統数の36統までの増統を認めることとします。

現行漁業権の内共第15号は、あじめ筌26統の増加要望がありましたので、主要漁獲対象種であるあじめどじょうの産卵場造成箇所を8カ所増加することで増統を認めることとします。

現行漁業権の内共第17号は、あじめ筌3統の新設要望がありましたので、主要漁獲対象種であるあじめどじょうの産卵場造成箇所を1カ所新設することで新設を認めることとします。

現行漁業権の内共第20号は、夜川網12統、あゆ瀬張網8統の増加要望がありましたが、主要漁獲対象種であるあゆの指示数量を合わせて60kg増量することで増統を認

めることとします。また、登り落8統の増加要望がありましたので、主要漁獲対象種であるうぐい・おいかわの産卵場造成箇所を1カ所増加することで増統を認めることとします。さらに、あじめ筈6統の増加要望がありましたので、主要漁獲対象種であるあじめどじょうの産卵場造成箇所を2カ所増加することで増統を認めることとします。

現行漁業権の内共第42号は、登り落3統の新設要望がありましたので、主要漁獲対象種であるうぐい・おいかわの産卵場造成箇所を1カ所増加することで新設を認めることとします

現行漁業権の福井県免許内共第22号は、岐阜県免許としては新規漁場区域となるため、登り落5統を新設扱いとし、主要漁獲対象種であるかじかまたはあじめどじょうの産卵場造成箇所を1カ所新設することで、新設を認めることとします

なお、本議案は、漁場計画決定後に決定されるものですが、先ほど説明しました3月総(代)会での漁業権免許申請議決に対応するため、本委員会に諮ることとしました。本議案は、平成26年度第1回委員会で再度議案とする予定です。

以上です。

○太田会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○駒田委員

統数制限の基準に、1統あたりの当該魚種の生息面積を用いていますが、漁場環境要因は考慮されていますか。

○事務局

これまで認められてきました統数を考慮する必要があることと、増統に対しての一定の歯止めの目安として1統あたりの当該魚種の生息面積を用いました。

○奥村委員

例えば、登り落は、漁場面積ではなく、瀬の数で設置可能統数が決まってきます。

○駒田委員

漁場環境要因を考慮する困難さは理解しておりますが、今後は、漁場環境要因を加味できるような取り組みを積み重ねられることを希望します。

○事務局長

統数制限の基準に、1統あたりの当該魚種の生息面積を用いていますが、漁場環境要因を加味することにつきましては、検討しておりません。今後どのように加味できるかは検討したいと思います。

なお、本議題につきましては、平成25年5月に予定しております、平成25年度第1回委員会での漁場計画決定後に、決定のご審議を戴きたいと考えています。本委員会では特にご異議が出なかったもので、本議題と同じ議案を提出させていただきまして、ご審議を戴きたいと考えています。

○太田会長

ご意見も尽きたようです。また、ご異議もないようですので、議第10号につきましては、本提案を了承するとともに、漁場計画決定後に決定されることとしますので、平成25年度第1回委員会でも再度議案とすることとします。

【協議事項第5号】

○太田会長

それでは、協議事項第5号「増殖指針について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、協議事項第5号について説明させていただきます。

133ページをご覧ください。

それでは、協議事項第6号「増殖指針について」を説明させていただきます。増殖指針とは、水産庁の指導に基づき水産動物の種類、増殖方法及び増殖規模等を内容とする増殖指針について、免許の可否の基準として免許申請者の便宜を考慮して知事が別途公表するとされています。つまり、免許時の増殖指示数量のことを増殖指針といい、その指針は漁場管理委員会ではなく知事が作成することになります。また、この増殖指針に従って、免許申請時に各漁協が提出する増殖事業計画を策定することになります。

また、増殖指示数量を決定するにあたって、その基本方針は平成24年9月4日の漁場管理委員会において議決された増殖指示数量の基本方針に基づき、増殖指針を作成しています。

まずは、再度その基本方針について簡単に説明します。

134ページをご覧ください。

1は適正目標増殖量について述べています。適正目標増殖量とは、水面の高度利用を図るために、漁場面積等から算出した増殖量を上限とし、それに近づけることを目標にするものです。従前の適正目標増殖量は漁場面積からのみ求めていましたが、今回は漁場面積だけではなく、昨年度駒田先生に調査していただいた漁場環境も参考にし、漁場面積、生息密度、放流サイズと漁場環境を係数化したものを用いています。詳細は割愛しますが、漁場面積と環境係数からあゆ、あまご／やまめ、いわな、こい・ふなについて適正目標増殖量を決めました。147ページをご覧ください。これが漁場面積、環境係数、適正目標増殖量をまとめたものです。このうち適正目標増殖量のみを136～137ページに記載してあります。

134ページに戻ってください。増殖指示数量の基本方針の変更点の続きをご説明します。

2は前年度の放流実績が増加すれば指示数量が増加することを示しています。

3は指示数量の下限を設けることを示しています。

4はコイの指示数量についてです。先ほどの議題でもありましたがコイヘルペスウイルス病の対策のため、コイの指示数量は出さないという指示を漁場管理委員会で毎年定めていましたが、回復の見込みがないため、全体の方針に盛り込むこととしました。また、検査済みの放流種苗の入手が困難であることを勘案して、人工産卵床の設置による増殖行為を推奨することとしています。

5はなまずやもくずがにの指示数量は安定供給が困難なため指示数量を増加させないこととしています。

6はアユの指示数量です。これも、各年度の方針で冷水病の対策のために指示数量の増加を抑えていましたが、終息に向かうまでは指示数量の増加を抑えることとし、全体の方針に盛り込むこととしました。また、滞留天然遡上アユの取り扱いについては、別途要領で定めていましたが基本方針へ盛り込むこととしました。

7は溪流魚の指示数量を稚魚放流以外で換算できることを示したものです。発眼卵放流については稚魚放流による指示数量の1/2を上限として、発眼卵埋設放流1700粒につき稚魚1kgに換算して実績に加えることができることとし、親魚放流については稚魚放

流による指示数量の1/2を上限として、雌親魚3.3kgにつき稚魚1kgに換算して実績に加えることができることとします。産卵場造成は稚魚放流による指示数量の1/2を上限として、アマゴ・ヤマメは11ヶ所につき、イワナは18ヶ所につき稚魚1kgに換算して実績に加えることができるようしています。

8は指示数量の一部を魚種間で変更ができるようにしたものです。

9は指示数量を減量するための方針です。

10は種苗の大きさの基準を示したものです。にじますは成魚放流も全量組み込めるように変更してあります。

11は災害時の指示数量の変更について定めたものです。

以上が増殖指示数量の基本方針です。

これとは別に、各漁協に平成26年以降の遊漁料の算定をお願いしたところ、いくつかの漁協で現行の遊漁料額の設定が困難な例がありました。遊漁料の算定方法の詳細は述べませんが、放流などにかかった経費を遊漁者と漁業者の漁獲比率から遊漁者の負担額等を求め、遊漁者数で割って遊漁料の最高価格を求めています。この最高価格が現行の遊漁料額よりも低いところが多いということです。ただ、現状の漁協経営を勘案しますと、遊漁料の値下げは影響が大きいので、現行の遊漁料を維持するための救済策として指示数量の増量を考えています。指示数量を増加させることは救済には繋がらないと思うかもしれませんが、ほとんどの漁協が指示数量よりも多く放流しており、その範囲内に収まるように、また、各漁協の要望する魚種の増加を行い、複数の漁業権がある場合には、その按分も協議したうえで増やしてあります。

また、現行の指示数量よりも適正目標増殖量が低い場合には適正目標増殖量に合わせた指示数量としています。

これらの方針に従って増殖指針を作成しました。148ページをご覧ください。これは、平成25年指示数量、適正目標増殖量、増殖指針を比較したものです。増殖指針の本文は134ページからですが、比較しながら話を進めますので、148ページをご覧ください。表の見方を説明します。左端の数字は先ほどお諮りした漁業権の公示番号、その次はこの漁業権区域に免許されている漁協と主要な河川です。そして、それぞれの漁業権の平成25年の指示数量、適正目標増殖量、増殖指針を並べて記載してあります。あゆからもくずがには、放流量をキログラムあるいは匹数で設定し、あゆ卵とわかさぎ卵は卵数、うぐいやあじめなど、放流による増殖の困難な魚種は産卵場造成を義務付けることとします。また、適正目標量は、あゆ、あまご・やまめ、いわな、ふなのみに設定してあります。グレーに網掛けしてある部分が、平成25年と異なる点を示しており、一番右端の欄に変更理由を簡単に記載してあります。

すべての指示数量を説明する時間はありませんので、平成25年との相違点のみ、つまりグレーに網掛けしてある部分のみを説明させていただきます。

5号の銀毛型あまごは160kgから175kgに増やしました。これは制限漁法の夜川網の増量要望によるものです。

8号のあゆは7,040kgから7,347kgに、あまごは600kgから794kgに増やしました。これは遊漁料設定のためです。うなぎとなまずは漁業権魚種から削除したため指示はありません。

9号のあまごは遊漁料設定のため200kgから247kgに増やしました。ふなは漁業権魚種から削除したため指示はありません。

10号は増殖量の下限設定のため、にじますが3kgから5kgに、いわなは2kgから5kgにそれぞれ増やしました。また、遊漁料設定のため増量が必要でしたが、これらの下限設定による増量によって相殺されています。

11号は増殖量の下限設定のため、にじますが2kgから5kgに、いわなは3kgから5kgにそれぞれ増やしました。

12号の銀毛型あまご、ふな、うなぎ、なまずは漁場環境の悪化と制限漁法の夜川網の削減のため減としました。

ふなは遊漁料設定のため、13号は650kgから1497kg、14号は500kgから1347kg、15号は210kgから298kgに増やしました。また、14号のあゆは漁場環境の悪化と制限漁法の夜川網、中瀬網の削減のため減としました。

16号は遊漁料設定のため、あゆを8,420kgから9,941kgに、あまごは50kgから186kgに増やしました。さらに、制限漁法のあじめ釜の増加により、あじめ釜の産卵場造成箇所数を3ヶ所から11ヶ所に、漁業権魚種にかじか、よしのぼりを追加したことから、それぞれの魚種の産卵場造成箇所数を6ヶ所、11ヶ所と決めました。

17号は遊漁料設定のため、あゆを14,520kgから15,250kgに、あまごは1570kgから1923kgに増やしました。

19号はにじますを漁業権魚種から削除したためににじますの指示はありません。

21号は遊漁料設定のため、あゆを1,960kgから2,038kgに、あまごは100kgから118kgに増やしました。このうち、あゆには制限漁法の夜川網とあゆ瀬張り網の増加による60kgの増量も含まれています。さらに、制限漁法ののぼり落ちとあじめ釜の増加により、うぐいの産卵場造成箇所数を10ヶ所から11ヶ所に、あじめの産卵場造成箇所数を11ヶ所から13ヶ所に増やしました。

22号のあまごは適正目標増殖量の減少に伴い、20kgから11kgに減とし、増殖量の下限設定のため、うなぎを2kgから5kgに増やしました。

23号はあゆを漁業権魚種から削除したためあゆの指示はありません。

24号はふなを漁業権魚種から削除したためふなの指示はありません。

25号のあまごは適正目標増殖量の減少に伴い、60kgから44kgに減とし、ふなを漁業権魚種から削除したためふなの指示は無しとしました。

26号は長野県知事から免許されていた共有漁場の分割と、それに伴い併せて5つの漁業権が統合されました。ここに記載されている25年の指示数量は、岐阜県から指示している数量を合わせた数量です。このうちあゆ、あまご、うなぎは長野県免許の区域の指示数量の半量を合算したものとしました。ふなは漁業権魚種から削除したため指示はありません。漁業権統合に伴ってうぐい、おいかわの産卵場造成箇所数を10から11ヶ所に増やし、漁業権魚種にかじかを追加したことから、かじかの産卵場造成箇所数を6ヶ所と決めました。

27号はふなを漁業権魚種から削除したためふなの指示はありません。

28号はふなとうなぎを漁業権魚種から削除したため指示はありません。

29号のあまごは適正目標増殖量の減少に伴い、900kgから473kgに減とし、うなぎを漁業権魚種から削除したためうなぎの指示は無しとしました。

30号は遊漁料設定のため、あゆを1590kgから1604kgに、いわなは10kgから77kgに増やしました。あまごは適正目標増殖量の減少に伴い、620kgから605kgに減とし、にじますを漁業権魚種から削除したためににじますの指示は無しとしました。

32号は遊漁料設定のため、あまごを240kgから351kgに増やしました。

34号はふなを漁業権魚種から削除したためふなの指示はありません。

35号のあまごは適正目標増殖量の減少に伴い、60kgから50kgに減としました。

37号はふなを漁業権魚種から削除したためふなの指示はありません。また、制限漁法の登り落の増加により、うぐい、おいかわの産卵場造成を4カ所から5か所に増やし、漁業権魚種にあじめ、かじか、よしのぼりを追加したことから、それらの産卵場造成箇所数をそれぞれ1ヶ所、1ヶ所、3ヶ所と決めました。

40号は完全な新規免許ですので、適正増殖目標量とおなじ8kgを指示数量としました。

42号のやまめは適正目標増殖量の減少に伴い、50kgから47kgに減としました。

43号のいわなは適正目標増殖量の減少に伴い、200kgから187kgに減としました。

44号のいわなは適正目標増殖量の減少に伴い、60kgから24kgに減としました。

45号のいわなは適正目標増殖量の減少に伴い、20kgから10kgに減としました。

46号のやまめは適正目標増殖量の減少に伴い、1670kgから609kgに減としました。また、ふなを漁業権魚種から削除したためふなの指示は無しとしました。

47号は福井県知事から免許されていた共有漁場の分割によって、新たに設定された漁業権区域です。このうちあゆ、やまめ、うなぎは福井県から指示されている数量のうち、岐阜県側の漁協が負担していた数量と適正目標増殖量と比較して少ない方の数量を指示し、あゆは60kg、あまごは113kg、いわなは102kgとしました。にじますについては、岐阜県側の漁協の負担はありませんが、漁業権魚種として設定しましたので下限の5kgを設定しました。また、制限漁法である登り落ちの設定により、あじめ、かじかの産卵場造成をそれぞれ1カ所と2カ所としました。

以上が増殖指針となります。

なお、増殖指針の確定は、漁場計画の諮問に対する答申を待って行う予定です。

以上です。

○太田会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○太田会長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

協議事項第5号「増殖指針について」は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

○委員 【「異議なし」の発言あり】

○太田会長

ご異議がないようですので、協議事項第5号については原案のとおり了承します。

以上で、議案の審議は終了しましたが、せっかくの機会でありますので何かご発言はありませんか。

○太田会長

ご意見などもないので、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。

委員の皆様のご協力により委員会をスムーズに進めることができました。

誠にありがとうございました。 本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

平成25年12月25日

会 長

議事録署名者

委 員

委 員

